

第112回 | 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成**29**年**6**月**29**日(木曜日)
午前**10**時

開催場所

東京都港区新橋一丁目6番5号
日本道路株式会社10階会議室

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件



日本道路株式会社

証券コード：1884



第112回定時株主総会を6月29日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

平成28年度の事業の概要並びに株主総会の報告事項及び決議事項につきご説明申し上げますのでご覧くださいようお願い申し上げます。

代表取締役社長

久松博三

目次

招集ご通知

第112回定時株主総会招集ご通知	2
------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件	3
第2号議案 取締役6名選任の件	4

添付書類

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	9
2. 会社の現況	19

連結計算書類	29
--------	----

計算書類	33
------	----

監査報告	37
------	----

ご参考

新中期経営5ヶ年計画（2015～2019年度）	41
-------------------------	----

NICHIDO Topics	43
----------------	----

株主各位

証券コード 1884
平成29年6月7日

東京都港区新橋一丁目6番5号

日本道路株式会社

代表取締役社長 久松 博三

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討され、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区新橋一丁目6番5号 日本道路株式会社10階会議室 (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第112期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第112期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 株式併合の件 第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、直ちにインターネット上の当社ウェブサイトにて、修正後の内容を開示いたします。
- 法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項については、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。
 - ・ 連結計算書類の連結注記表
 - ・ 計算書類の個別注記表当社ウェブサイト <http://www.nipponroad.co.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、上場会社としてこの趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

これにあわせて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、株主の皆様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について株式併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社の株式について、10株を1株に併合したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

3億8,000万株から3,800万株となります。

<ご参考>

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億8,000万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,800万株</u> とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

なお、「単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A」を、当社ウェブサイト <http://www.nipponroad.co.jp/investor/ir04> に掲載しておりますのでご参照ください。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会出席回数
1	再任 ひさまつひろみ 久松博三	代表取締役 社長	14回／14回
2	再任 しみずともき 清水知己	代表取締役 専務執行役員	14回／14回
3	再任 いし い とし ゆき 石井敏行	取締役 常務執行役員	12回／12回
4	新任 い ぐち ひさみ 井口久美	常務執行役員	—（注）
5	再任 社外 独立 たけうちあきら 竹内朗	社外取締役	14回／14回
6	再任 社外 独立 なかざと しんいちろう 中里晋一郎	社外取締役	12回／12回

（注）新任の取締役候補者のため当該事項はありません。

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ひさまつ ひるみ 久松 博三 (昭和27年12月4日生) 再任	昭和51年 4月 当社入社 平成21年 6月 当社取締役常務執行役員東京支店長 平成22年10月 当社取締役専務執行役員 平成24年 6月 当社代表取締役専務執行役員 平成25年 4月 当社代表取締役執行役員副社長 平成29年 4月 当社代表取締役社長（現任）	45,000株
	【取締役候補者とした理由】 久松博三氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有するとともに、平成21年に取締役常務執行役員東京支店長に就任、平成24年には、代表取締役に就任し、以来、企業価値向上を目指してリーダーシップと決断力を持ってその職責を果たしております。 これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	しみず ともき 清水 知己 (昭和29年2月27日生) 再任	昭和52年 4月 当社入社 平成14年 4月 当社経理部経理グループリーダー 平成20年 4月 当社執行役員総務部長 平成22年 4月 当社執行役員エヌディーリース・システム株式会社代表取締役社長 平成24年 6月 当社常勤監査役 平成27年 6月 当社取締役執行役員 平成28年 4月 当社取締役常務執行役員 平成29年 4月 当社代表取締役専務執行役員（現任）	20,000株
	【取締役候補者とした理由】 清水知己氏は、長年にわたり当社の管理部門全般に従事し、子会社のエヌディーリース・システム株式会社社長や、当社監査役を務めるなど、財務及び会計に精通しております。また、平成27年に取締役に、本年4月には代表取締役に就任し継続的な企業価値の向上に貢献しております。 これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>石井 敏行 <small>いしい としゆき</small> (昭和33年2月26日生)</p> <p>再任</p>	昭和57年4月 当社入社 平成24年4月 当社生産技術本部工事部長 平成25年4月 当社執行役員関西支店長 平成27年4月 当社執行役員九州支店長 平成28年4月 当社執行役員生産技術本部副本部長兼海外事業担当 平成28年6月 当社取締役執行役員 平成29年4月 当社取締役常務執行役員（現任）	8,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 石井敏行氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有しており、平成25年から執行役員関西支店長・九州支店長を歴任、平成28年には、取締役に就任し、以来、当社の経営を担っており、継続的な企業価値の向上に貢献しております。 これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4	<p>井口 久美 <small>いぐち ひさみ</small> (昭和28年3月11日生)</p> <p>新任</p>	昭和51年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員四国支店長 平成22年4月 当社執行役員中国支店長 平成27年4月 当社執行役員生産技術本部技術担当 平成28年4月 当社執行役員生産技術本部副本部長 平成29年4月 当社常務執行役員営業本部長兼安全環境品質担当（現任）	45,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 井口久美氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し道路設計施工技術に関する高い専門知識を有するとともに、平成17年から執行役員四国支店長・中国支店長を歴任、その後本社にて技術・生産企画部門を統括し、取締役として求められる幅広い経験と能力が培われております。 当社が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>たけうち あきら 竹内 朗 (昭和42年5月25日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>平成8年4月 弁護士登録</p> <p>平成18年8月 国広総合法律事務所パートナー</p> <p>平成20年6月 大興電子通信株式会社社外監査役</p> <p>平成22年4月 プロアクト法律事務所代表（現任）</p> <p>平成22年6月 カブドットコム証券株式会社社外取締役（平成29年6月退任予定）</p> <p>平成26年3月 GMOペパボ株式会社社外監査役</p> <p>平成26年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>平成27年5月 株式会社No.1社外監査役（現任）</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>竹内 朗氏は、弁護士としての見識と経験、企業法務やコンプライアンスに関する相当な知見に基づく専門的な視点を取締役会に活用でき、さらに、独立性が高いことから中立的かつ客観的立場で経営の監視を行うことに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>		
6	<p>なかざと しんいちろう 中里 晋一郎 (昭和28年1月18日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>昭和53年4月 東陶機器株式会社（現TOTO株式会社）入社</p> <p>平成18年4月 TOTO株式会社コミュニケーション本部長</p> <p>平成19年6月 同社執行役員コミュニケーション本部長</p> <p>平成21年6月 同社取締役執行役員マーケティンググループ担当</p> <p>平成23年4月 同社取締役常務執行役員マーケティンググループ、情報企画部担当兼Vプラン経営情報イノベーション担当</p> <p>平成25年6月 同社顧問</p> <p>平成27年1月 長崎ジーエス株式会社顧問（現任）</p> <p>平成27年6月 TOTO株式会社特別社友（現任）</p> <p>平成28年6月 当社社外取締役（現任）</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>中里晋一郎氏は、上場会社経営者としての豊富な経験と実績並びに高い見識を有しており、さらに、独立性が高いことから中立的かつ客観的立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に資するものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 竹内 朗氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の特任独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- (2) 同氏が社外監査役を務めていた大興電子通信株式会社において、不正会計問題が発生し、平成25年6月24日に過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。同氏は、同社が同年5月14日に設置した社外の専門家を含む特別調査委員会の委員に就任し、同委員会は、同年6月14日に同社取締役に調査報告書を提出しました。
- 同社は同委員会からの提言を踏まえて再発防止措置を実施し、内部統制の改善を行いました。
- (3) 同氏が社外取締役を務めているカブドットコム証券株式会社は、平成27年5月26日、金融庁からシステム管理の不備を理由として業務改善命令を受け、また、平成29年1月25日、東京証券取引所から「作為的相場を形成させるべき取引の受託等を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」が認められたため、過剰金1,000万円の処分を受けました。同氏は、取締役会及び監査委員会の一員として、再発防止措置を策定・実施し、内部管理体制の強化・拡充を図っております。
- (4) 当社は、東日本高速道路株式会社東北支社及び関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して、独占禁止法違反にかかる裁判でその有罪が確定し、公正取引委員会から排除勧告及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんが、日頃から業務リスク管理の重要性について注意を喚起しておりました。当該事実の判明後は、取締役会において再発防止のための提言を行い、社内会議に出席して具体的な再発防止策についての提言をするなど、社外取締役として必要な対応を行っております。
- (5) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
- (6) 特定関係事業者の業務執行者等について
該当事項はありません。
3. 中里晋一郎氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の特任独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- (2) 当社は、東日本高速道路株式会社東北支社及び関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して、独占禁止法違反にかかる裁判でその有罪が確定し、公正取引委員会から排除勧告及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんが、当該事実の判明後は、取締役会において具体的な再発防止策についての提言をするなど、社外取締役として必要な対応を行っております。
- (3) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- (4) 特定関係事業者の業務執行者等について
該当事項はありません。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役候補者である竹内 朗氏及び中里晋一郎氏の再任が承認された場合には、両氏が期待された役割を十分に発揮できるよう、引き続き責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、原油安や低金利など良好な企業経営環境の持続や、消費者マインドの持ち直しの動きを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ）の主要事業である建設業界の経営環境におきまして、政府建設投資は前年度より微増傾向にあり、引き続き20兆円を上回る水準となる見通しで推移しました。

このような状況下、当社グループは受注機会の増大のため積算・提案等の総合力強化を図ってまいりましたが、独占禁止法違反による営業停止等の影響により工事受注高は1,035億8千8百万円（前連結会計年度比13.9%減）、工事売上高は1,053億6千5百万円（同5.3%減）となり、製品等を含めた総売上高につきましては1,343億6千5百万円（同5.2%減）という結果になりました。

利益につきましては、建設事業における施工力の強化と、製造・販売事業における事業規模確保に努めるとともに、徹底したコストダウンと顧客満足度の向上に取り組んでまいりましたが、売上総利益は165億8千7百万円（同13.2%減）、営業利益は72億8千6百万円（同26.2%減）、経常利益は75億6千6百万円（同22.4%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は44億5千1百万円（同9.3%減）となりました。

	第111期 (平成28年3月期)	第112期 (平成29年3月期)	前連結会計年度比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
受注高	150,816	132,587	18,228減	12.1%減
(うち工事受注高)	(120,316)	(103,588)	(16,727減)	(13.9%減)
売上高	141,783	134,365	7,418減	5.2%減
(うち工事売上高)	(111,283)	(105,365)	(5,917減)	(5.3%減)
売上総利益	19,115	16,587	2,527減	13.2%減
営業利益	9,878	7,286	2,592減	26.2%減
経常利益	9,748	7,566	2,181減	22.4%減
親会社株主に帰属する当期純利益	4,906	4,451	454減	9.3%減

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

建設事業

売上高
105,365百万円
(前連結会計年度比5.3%減)

受注高は前連結会計年度に比べ、13.9%減の1,035億8千8百万円となりました。売上高につきましては、5.3%減の1,053億6千5百万円となりました。

建設事業における当社の主な受注工事・主な完成工事は次のとおりであります。



主な受注工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 関東地方整備局	白山電線共同溝その2工事	東京都
国土交通省 中部地方整備局	平成28年度1号国吉田電線共同溝工事	静岡県
国土交通省 九州地方整備局	熊本空港誘導路改良工事	熊本県
防衛省 北海道防衛局	千歳(28)格納庫改修土木工事	北海道
西日本高速道路株式会社	高松自動車道板野舗装工事	徳島県～香川県
山陽起業株式会社	山陽自動車学校レイアウト変更工事	兵庫県
パナホーム株式会社	(仮称)守山区上志段味プロジェクト工事	愛知県
松戸公産株式会社	松戸競輪場・平成28～29年バンク走路及び路盤改修工事	千葉県
株式会社 ショーワ	株式会社ショーワ 塩谷フルヒソククラント建設工事(2期)	栃木県
日野自動車株式会社	新田北東部エリア駐車場新設工事	群馬県

主な完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 関東地方整備局	上武道路日輪寺舗装その1工事	群馬県
国土交通省 四国地方整備局	平成27年度伊達野地区舗装工事	高知県
国土交通省 北陸地方整備局	小松空港用地造成工事	石川県
岩手県	宮古港藤原地区野積場舗装復旧その6工事	岩手県
防衛省 東北防衛局	松島(26補)構内整備等土木工事	宮城県
中日本高速道路株式会社	新東名高速道路富士管内舗装補修工事(平成27年度)	静岡県
西日本高速道路株式会社	第二神明道路舗装補修工事	兵庫県
本田技研工業株式会社	P G 栃木 Wet ハント・リンク・コース建設工事	栃木県
大和ハウス工業株式会社	淵野辺5丁目PJ開発造成工事 造成本体工事	神奈川県
清水建設株式会社	坂東キャノン工場外構その他工事	茨城県

製造・販売事業

売上高
22,297百万円
(前連結会計年度比3.3%減)

売上高は前連結会計年度に比べ、3.3%減の222億9千7百万円となりました。



賃貸事業

売上高
5,164百万円
(前連結会計年度比6.4%増)

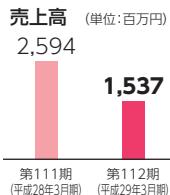
売上高は前連結会計年度に比べ、6.4%増の51億6千4百万円となりました。



その他

売上高
1,537百万円
(前連結会計年度比40.7%減)

売上高は前連結会計年度に比べ、40.7%減の15億3千7百万円となりました。



② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、42億9百万円であります。

ア. 建設事業

経営基盤の整備、施工の合理化を図るため、事務所・機械設備などの拡充更新を中心に12億8百万円の設備投資を実施いたしました。

イ. 製造・販売事業

経営基盤の整備、製造コストの削減を図るためアスファルトプラント設備の拡充更新に20億8千万円の設備投資を実施いたしました。

ウ. 賃貸事業

ユーザーの希望物件をリースするための賃貸資産等に8億5百万円の投資を実施いたしました。



高知営業所

③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

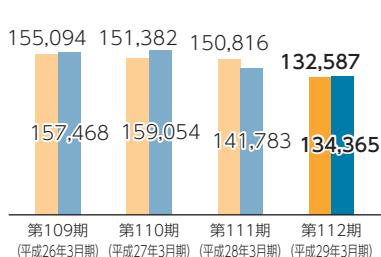
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

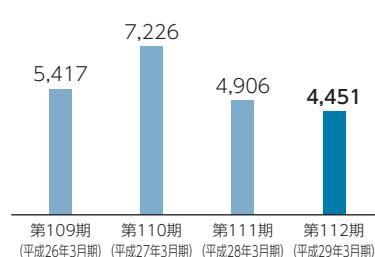
受注高/売上高 (単位:百万円)



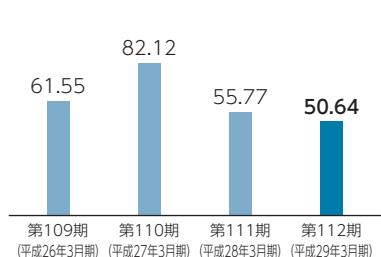
経常利益 (単位:百万円)



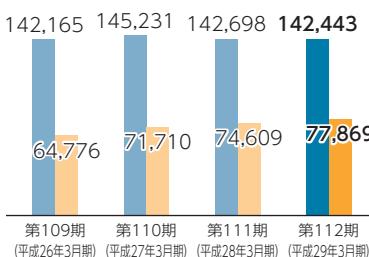
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



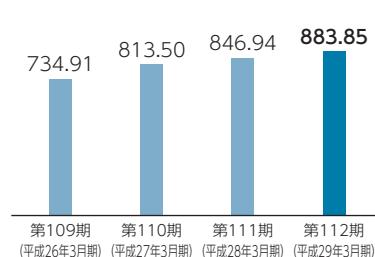
1株当たり当期純利益 (単位:円)



総資産/純資産 (単位:百万円)



1株当たり純資産額 (単位:円)



		第109期 (平成26年3月期)	第110期 (平成27年3月期)	第111期 (平成28年3月期)	第112期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
受注高	(百万円)	155,094	151,382	150,816	132,587
売上高	(百万円)	157,468	159,054	141,783	134,365
経常利益	(百万円)	9,509	11,610	9,748	7,566
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,417	7,226	4,906	4,451
1株当たり当期純利益	(円)	61.55	82.12	55.77	50.64
総資産	(百万円)	142,165	145,231	142,698	142,443
純資産	(百万円)	64,776	71,710	74,609	77,869
1株当たり純資産額	(円)	734.91	813.50	846.94	883.85

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エヌディーリース・システム株式会社	60百万円	100%	総合リース業、コンピュータソフトウェアの開発及び販売他
エヌディック株式会社	25	100	損害保険代理業
スポーツメディア株式会社	90	100	スポーツ施設等の企画・運営
環境緑化株式会社	70	100	公園・緑地・庭園等の造園工事

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループの主要事業は舗装工事を中心とした建設事業であり、環境変化が激しい中、各地域の実状に即したエリア戦略を策定し、市場競争力の強化を図っていくことが重要課題であると認識しております。また、建設関連企業との技術・業務提携を通じて相乗効果を発揮し、さらには企業の成長戦略としての合併・統合にも前向きに取り組むべきであると考えております。

① 法令順守の徹底について

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社発注及び同社関東支社発注の東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反により公正取引委員会から平成28年9月6日、同月21日にそれぞれ排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。平成28年10月6日には、同社東北支社発注の同工事の入札に関し、東京地方裁判所において、当社に対する罰金刑及び当社元従業員に対する懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、それぞれの刑が確定しました。これらにより、平成28年12月22日、国土交通省から、全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るものについて、135日間の営業停止処分を受けました。

また、平成28年8月2日には東京都等が発注する舗装工事の入札に関し、平成28年9月29日には神戸市及びその周辺地域において供給するアスファルト合材の販売価格に関し、平成29年2月28日には全国において供給するアスファルト合材の販売価格に関し、それぞれ独占禁止法違反の疑いで同委員会の立入検査を受けました。

当社といたしましては、このような事態に至りましたことを厳粛かつ真摯に受け止め、独占禁止法その他の関係法令を順守した事業活動の推進に向けたコンプライアンス体制の強化を徹底し、早期の信頼回復に努めてまいります。

② 国土強靱化に係る防災・減災対策活動

国土強靱化に係る防災・減災対策活動について、被災地の復興支援と大規模災害等から国民の生命・身体及び財産を守り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化を図る建設事業を通じて社会的な役割を果たし、CSR経営の名に恥じない企業活動を実践してまいります。

③ 2020年東京五輪開催準備に向けた対応

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の施設整備に向けて、本社に「オリンピック対策部会」を設置し、工事消化体制を強化するため、施工拠点・宿舍整備を行いました。今後は協力会社との連携など、営業・施工体制の強化策を推進してまいります。

④ 建設事業

重点実施事項として営業プロセスのPDCAを回し受注を拡大します。得意先についての営業情報を社内で共有し、営業フォローを強化してお客様第一の営業を展開していきます。人材育成については特に力をいれ職員の教育指導を実施し技術の伝承に取り組んでまいります。

また、人命尊重を最優先に安全第一主義を徹底し、「良い仕事」をすることに徹して、企業価値を高める施策を確実に推進してまいります。徹底した三現主義（現場・現物・現実を診る）による問題点の先取り、工事品質向上のための技術パトロール、国土交通省が展開する i - Construction（アイ-コンストラクション）の推進、労働災害の撲滅、戦略的な施工機械の設備投資推進を重点課題として取り組んでまいります。

さらに環境にやさしい社会の実現に寄与するよう継続的な改善を図ってまいります。

⑤ 製造・販売事業

製造・販売拠点のエリア戦略の展開と攻めの営業活動を推進し、エリア毎のシェア拡大を図ります。また、製品の品質保証ネットワークを構築し、プラント・技術センター・支店・本社が協力して、より良い品質の製品を提供することにより、顧客満足度の向上を図ります。

また、都市部での拠点増設、地方部での拠点再配置を進めるとともに、省エネルギーや省資源・安全環境対策につながる技術開発と設備投資を実施してまいります。

⑥ 海外事業

日系企業の投資意欲が盛んな東南アジア地域を見据え、現地法人を設置しているタイ・マレーシアを中核拠点に、日系企業、現地優良企業からの工事受注に努めるとともに、ミャンマーをはじめとした周辺国のODAなどの国際入札案件にも積極的に取り組み、受注拡大を図っていきます。また、海外事業展開を見据えた人材育成の強化と、現地スタッフのレベルアップに努めながら、現地法人のローカル化を図り収益体制を強固なものにしてまいります。

⑦ グループ事業

グループ関係会社の収益力強化と成長力底上げを実現するため、営業所・合材センター・建設関連会社の連携を図るとともに、内部統制体制とIT整備による効率化を進めるなど、グループ支援体制の強化を図ってまいります。

⑧ CSR経営

当社グループでは、「CSR」とは、経営理念を踏まえ誠実に経営を進め、本業を通じて社会に貢献し、企業の存在価値を高めていくプロセスであると考えております。安全衛生・品質・環境の3つのマネジメントシステムの実行とその基盤となる内部統制の強化、コンプライアンスの徹底、情報セキュリティの確保によってCSR経営を推進しております。そして、「すべてのステークホルダーから『高い信頼を得る企業』」を目指し、社会の視点に立った、柔軟で創造的な企業風土を醸成し、当社グループの新たな成長を実現させてまいります。

株主の皆様には、なにとぞ引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

建設事業

舗装・土木・建築工事、
その他建設工事全般に関
する事業

製造・販売事業

アスファルト合材・乳
剤、その他舗装用材料の
製造・販売に関する事業

賃貸事業

自動車・事務用機器等の
リース業務等

その他

宅地等の開発・販売、不
動産業、ソフトウェアの
開発・販売及び事務用機
器の販売、損害保険代理
業、スポーツ施設等の企
画・運営他

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社 東京都港区新橋一丁目6番5号

営業所	
名称	所在地
東 京 支 店	東京都文京区
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市
中 部 支 店	愛知県名古屋市
関 西 支 店	大阪府大阪市
四 国 支 店	香川県高松市
中 国 支 店	広島県広島市
九 州 支 店	福岡県福岡市
北 信 越 支 店	新潟県新潟市
東 北 支 店	宮城県仙台市
北 海 道 支 店	北海道札幌市
その他国内114カ所、国外1カ所に統括営業所・営業所・出張所等 設置	

工場	
名称	所在地
川崎アスコン	神奈川県川崎市
埼玉合材センター	埼玉県所沢市
名古屋アスファルト合材センター	愛知県名古屋市
大阪アスコン	大阪府高槻市
香川アスコン	香川県坂出市
岡山アスファルト合材センター	岡山県岡山市
福岡アスファルト合材センター	福岡県宗像市
新潟アスファルト合材センター	新潟県新潟市
仙台南アスコン	宮城県岩沼市
サッポロアスコン	北海道北広島市
その他国内77カ所にアスファルト合材センター・混合所・乳剤工 場・リサイクル工場設置	

② 主要な子会社

名称	所在地
エヌディーリース・システム株式会社	東京都文京区
エヌディック株式会社	東京都港区
スポーツメディア株式会社	東京都港区
環境緑化株式会社	東京都大田区
その他国内34社、国外3社	

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,111 (949) 名	増205 (減256) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,295 (930) 名	減36 (減86) 名	43.9歳	20.1年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,000百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	500
株式会社三井住友銀行	500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	380,000,000株
② 発行済株式の総数	97,616,187株
③ 株主数	7,041名
④ 大株主(上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
清水建設株式会社	21,834千株	24.8%
日本道路取引先持株会	3,403	3.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	2,193	2.5
デイエフエイ インターナショナル スモール キャップ バリュースポーツフォリオ	2,173	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,117	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,905	2.2
日本道路従業員持株会	1,898	2.2
株式会社みずほ銀行	1,850	2.1
明治安田生命保険相互会社	1,705	1.9
ガバメント オブ ノルウェー	1,485	1.7

(注) 1. 当社は、自己株式を9,700,961株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山口宣男	
代表取締役	久松博三	営業本部長兼生産技術本部長兼安全環境品質担当
取締役	畠山 収	営業本部副本部長兼営業第一部長
取締役	清水知己	管理本部長兼経営企画・業務リスク管理担当
取締役	石井敏行	生産技術本部副本部長兼海外事業担当
取締役(社外)	竹内 朗	プロアクト法律事務所 代表(弁護士) カブドットコム証券株式会社 社外取締役 株式会社No.1 社外監査役
取締役(社外)	中里晋一郎	長崎ジーエス株式会社 顧問 TOTO株式会社 特別社友
常勤監査役	下田義昭	
常勤監査役(社外)	鈴木恭一	
監査役(社外)	栗原俊明	株式会社ソディック 社外取締役
監査役(社外)	杉尾 健	杉尾健税理士事務所 所長(税理士) ミツミ電機株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役竹内 朗氏と中里晋一郎氏及び監査役杉尾 健氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 平成28年6月29日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、取締役三好武夫氏と日高 徹氏は、任期満了により退任いたしました。
 - (2) 平成28年6月29日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、監査役石原 誠氏と高野次夫氏は、任期満了により退任いたしました。
 - (3) 平成28年6月29日開催の第111回定時株主総会において、石井敏行氏及び中里晋一郎氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - (4) 平成28年6月29日開催の第111回定時株主総会において、鈴木恭一氏及び杉尾 健氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
3. 監査役の4氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (1) 常勤監査役下田義昭氏は、当社の経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - (2) 常勤監査役鈴木恭一氏は、清水建設株式会社でコーポレート企画室副室長等の要職に就くなど、豊富な業務経験と知識を有しており、客観的かつ公正な立場から適切な監査を遂行するための財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - (3) 監査役栗原俊明氏は、金融機関での豊富な経験と事業会社での経理部長、取締役及び監査役の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - (4) 監査役杉尾 健氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役	9名	204百万円
監査役	6	44
合 計	15	248

区分	支給人員	報酬等の総額
上記のうち社外役員の報酬等の総額等	7名	37百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第111回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含むものとする。）、うち社外取締役は年額20百万円以内と決議いただいております。
 なお、使用人分給与は支払っておりません。
2. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第104回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、平成29年6月29日支給予定の当事業年度に係る取締役賞与（5名）28百万円、監査役賞与（2名）3百万円を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

1. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
取締役 竹内 朗	プロアクト法律事務所 代表（弁護士） カブドットコム証券株式会社 社外取締役 株式会社N o.1 社外監査役	特別な取引関係はありません。
取締役 中里晋一郎	長崎ジーエス株式会社 顧問 TOTO株式会社 特別社友	特別な取引関係はありません。
監査役 鈴木恭一	該当事項はありません。	特別な取引関係はありません。
監査役 栗原俊明	株式会社ソディック 社外取締役	特別な取引関係はありません。
監査役 杉尾 健	杉尾健税理士事務所 所長（税理士） ミツミ電機株式会社 社外監査役	特別な取引関係はありません。

2. 社外役員の当事業年度における主な状況

氏名	主な活動状況
取締役 竹内 朗	<p>当期開催の取締役会14回の全てに出席し、法律の専門家としての幅広い見識と社外取締役としての独立性を持った立場から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行っております。</p> <p>また、「会社の対処すべき課題」（参照P.14）に記載の独占禁止法違反の件については、事前には当該事実を認識しておりませんが、日頃から業務リスク管理の重要性について注意を喚起しておりました。当該事実の判明後は、取締役会において再発防止のための提言を行い、社内会議に出席して具体的な再発防止策についての提言をするなど、社外取締役として必要な対応を行っております。</p>
取締役 中里晋一郎	<p>平成28年6月29日に取締役就任以来、開催された取締役会12回の全てに出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識と社外取締役としての独立性を持った立場から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行っております。</p> <p>また、「会社の対処すべき課題」（参照P.14）に記載の独占禁止法違反の件については、事前には当該事実を認識しておりませんが、当該事実の判明後は、取締役会において具体的な再発防止策についての提言をするなど、社外取締役として必要な対応を行っております。</p>
監査役 鈴木恭一	<p>平成28年6月29日に監査役就任以来、開催された取締役会12回及び監査役会9回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行うとともに、常勤の監査役として、他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務の執行を監査しております。</p> <p>また、「会社の対処すべき課題」（参照P.14）に記載の独占禁止法違反の件については、事前には当該事実を認識しておりませんが、当該事実の判明後は、社内会議に出席する等、独立性を持った立場から社外監査役として必要な対応を行っております。</p>
監査役 栗原俊明	<p>当期開催の取締役会14回中13回に及び監査役会11回中10回に出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行うとともに、他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務の執行を監査しております。</p> <p>また、「会社の対処すべき課題」（参照P.14）に記載の独占禁止法違反の件については、事前には当該事実を認識しておりませんが、当該事実の判明後は、再発防止のための提言をするなど社外監査役として必要な対応を行っております。</p>
監査役 杉尾 健	<p>平成28年6月29日に監査役就任以来、開催された取締役会12回中11回に及び監査役会9回中8回に出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行うとともに、他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務の執行を監査しております。</p> <p>また、「会社の対処すべき課題」（参照P.14）に記載の独占禁止法違反の件については、事前には当該事実を認識しておりませんが、当該事実の判明後は、再発防止のための提言をするなど社外監査役として必要な対応を行っております。</p>

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき各社外取締役及び各社外監査役との間で、法令の定める限度まで社外取締役及び社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、発注諸官庁に対する証明書発行業務でありませ

④ 会計監査人との責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

⑥ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

1.処分対象

新日本有限責任監査法人

2.処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

3.処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記のとおり、会社の業務の適正を確保するために内部統制システムの基本方針を定めております。

記

内部統制システムの基本方針

① 業務運営の基本方針

- 1) 当社は次のとおり経営理念を定め、目指すべき経営の拠り所とする。
(経営理念)

CSR経営を推進することによって、社会から信頼され、存続を望まれる企業になるとともに、持続可能な社会づくりに貢献する。

- 2) 当社は、上記経営理念を踏まえ、誠実に経営を進め、本業を通じて社会に貢献するため、「CSR委員会」を設置し、当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）の持続的な企業価値の向上を目指す。
また、経営理念を具体的に織り込んだ「経営基本方針」を年度毎に策定するとともに、経営基本方針に基づいた「安全衛生・品質・環境方針」を定め、それぞれの「行動指針」を明示し、日常の業務運営の指針とする。

② 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社グループのコンプライアンス体制の強化・推進と業務上のリスクの未然防止を図るため、当社及び主要な連結子会社の取締役、執行役員等で構成する「業務リスク管理委員会」を設け、所管部署として業務リスク管理部を置き、「コンプライアンス基本理念・指針」に則り建設業法をはじめとする業務上順守すべき法令、行動規範の周知並びに実行・管理を推進し、企業倫理の徹底に取り組む。

安全・環境については、それぞれを所管する部署が、定期的教育（集合・イントラネット）を実施するとともに、「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」をそれぞれ設置し、関係法令の順守はもとより、公衆災害等の防止、環境保全活動の推進に努める。

また、独占禁止法違反行為を排除するため、独禁法順守マニュアルを適宜見直し、啓蒙資料の一層の整備充実を図るとともに、就業規則中に設けられた懲戒規定を厳格に運用し、使用人の法令・定款違反の牽制を行っている。

さらに、社会の安全や秩序、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で組織的に対応する。反社会的勢力との関係を遮断・排除するために、「コンプライアンス指針」に「反社会的勢力とは一切の関係を持たない」ことを明記するとともに、不当要求等の発生時の対応を統括する部署を総務部に設け、警察等関連機関とも連携し対応する。

なお、当社では、社内には「コンプライアンス相談窓口」、社外の専門会社に「日本道路企業倫理の窓口」を設け、当社グループの役員が当社グループ内においてコンプライアンス基本理念・指針に違反した行為または違反するおそれのある行為が行われていることを知った時は、直接相談することができる体制を敷くとともに、「日本道路企業倫理の窓口」を取引先からの通報を受け付ける窓口とする。また、これらの通報者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いは行わない。

③ リスク管理のための体制

当社は、内部統制システムの構築及びリスク管理体制全体を統括する組織として、「業務リスク管理委員会」に「内部統制部会」を設け、これを所管する担当取締役を置き、当社グループのリスクを評価し管理にあたる。

コンプライアンス、安全、環境、品質に係るリスクについては、「業務リスク管理委員会」「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」「中央ISO委員会」を設け、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備する。また、安全衛生マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、品質マネジメントシステムを実行し、継続的改善を図る。

現業事業所に業務リスク管理担当者を、また各支店に業務リスク管理責任者を置き、これらを業務リスク管理部が統括するラインとし、通常業務を遂行するためのラインとは別途のリスク情報の吸い上げ及びリスクの未然防止のための情報伝達や教育のためのラインとして活用するとともに、現業事業所自らが業務上のリスクを点検するための体制として整備する。

また、内部統制システムが有効に機能している状況を、「内部監査規程」に定められたところにより監査室の定期的な監査を実施することにより継続的に監視する。

なお、当社は、弁護士・会計監査人等の第三者に、業務遂行上の必要に応じ適宜相談し、助言・指導を受けている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において会社業務の執行方針を決定し、法令に定める事項、その他重要事項について決議・承認を行い、また、取締役の業務の執行状況を監督する。

さらに、経営の基本方針及び業務執行方針を協議し、社長を補佐するとともに、取締役会から付託された事項に応えるために、代表取締役、取締役等を構成員とする経営会議を設置し、業務執行上の重要事項の審議並びに報告を行う。

また、業務の意思決定・経営監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の活性化とチェック機能を強化するため、執行役員制度を採るとともに、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、定款並びに社則「文書管理規則」に基づき、文書等を適切に保存・管理する。これらの書類については、取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制を整えている。

情報の管理については、「業務リスク管理委員会」に設けた「内部統制部会」を審議機関とし、経営企画部を所管部署と定め「情報セキュリティ基本方針」に則り当社グループ全体が保有する情報資産の保護・安全管理に努めるとともに、情報セキュリティ教育の実施並びに継続的改善を図る。

また、社則「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則」、「社内情報システム管理規則」に基づいて情報セキュリティ管理の徹底を図るとともに、パソコン、データ、ネットワーク回線の保護対策を組織的に実施する。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の経営理念・経営基本方針及びコンプライアンス基本理念・指針を、グループ各社が共有するものとし、グループ各社が自主性を発揮し、事業目的の遂行と関連企業としてグループ全体の企業価値を高める経営を行うべ

く、次のことを実施する。

- 1) 当社グループの取締役において、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識を強化するとともに、財務報告の適正性を確保するため、全役職員に対しあらゆる機会を捉え周知徹底を図る。
- 2) 連結子会社の指導・育成等管理すべき事項を、社則「関係会社管理規則」に定めるとともに、経営企画部を連結子会社を所管する部署と定める。
- 3) 連結子会社に、社則「関係会社管理規則」に基づき一定の事項について当社への報告または承認を得ることを義務付ける。
- 4) 主要な連結子会社との間で定期的な子会社経営報告会を開催し、内部統制システムの整備の状況、事業の状況等報告を受け、グループ戦略について協議する。
- 5) 連結子会社の役職員に、当該子会社または当社グループに重大な影響を及ぼす事実、またはその可能性のあることを知ったときには、直ちに当社に報告すべきことを周知徹底する。
- 6) 「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」をグループ各社の役職員が利用できるものとし、当社グループ全体としてコンプライアンス体制を強化・推進する。

⑦ 監査役の監査を支える体制

当社は、監査役の監査を支える体制を次のように構築している。

- 1) 監査役を補助する専属使用人は設けないが、監査役の依頼に基づき、監査室の職員が監査業務を補助する。
- 2) 監査役の依頼に基づき監査業務を補助する職員は、取締役からの指揮命令を受けず、監査役の指揮命令下に置き、当該職員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対応する。
- 3) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項、また、監査室が行う内部監査の実施状況等の内容を速やかに報告する。報告の方法については、取締役と監査役会の協議により決定する。
- 4) 「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」を主管する業務リスク管理部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- 5) 連結子会社の役職員は、当該子会社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項またはその可能性のあることを知ったときは、監査役に報告するものとする。また、監査役から報告の要請を受けたときは速やかに報告しなくてはならないものとする。
- 6) 当社グループの役職員が直接に監査役に通報できる窓口を設置する。
- 7) 監査役に報告した役職員が、本項の報告または通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないこととし、その旨を周知徹底する。

- 8) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に従った当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 業務運営の基本方針

当社は、平成28年3月23日開催の取締役会において、経営理念を具体的に織り込んだ平成28年度の経営方針を決議し、その趣旨・内容等を、経営者による巡回ミーティング・諸通知により、当社グループ全体への周知徹底を図りました。

② 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス基本理念・指針」を制定し、当社グループ内に周知するとともに、業務リスク管理委員会並びに業務リスク管理部において、コンプライアンス講演会、集合・e-ラーニング教育、コンプライアンスを深化させる「業務リスクニュース」の月次発行、コンプライアンス意識調査などの実施を通じて、グループ内のコンプライアンス意識の更なる醸成を図っております。

また、独占禁止法違反行為を排除するための取組みとしては、公共工事の入札に係る社内協議の状況を記録して定期的な監査を実施し、公共工事の入札の経緯を検証するモニタリングシステムを導入、この実施を徹底するとともに、独占禁止法順守の手引などの教育ツールを整備し、独占禁止法順守状況の確認と役職員の教育指導を目的に、特別チームを編成し、全国に設置した事業所の巡回指導を行いました。独占禁止法違反行為が懲戒処分の対象であることを規定その他文書上明確にし、これを改めて役職員に徹底しております。

③ リスク管理のための体制

当社は、グループ内を網羅する業務リスク管理のためのラインを活用し、定期的リスク評価を実施し、リスクの未然防止・再発防止のための体制を維持しております。

また、監査室を中心とした内部監査を通年実施し、継続的な監視を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程において、取締役会で決定あるいは承認すべき事項を明確にしており、取締役会（当期中14回開催）、経営会議（当期中13回開催）において各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っております。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議申請書、会計書類、その他業務執行に係る書類等は、関連法規や文書管理規則に基づき適切に管理・保存しております。

また、情報セキュリティに関する技術、ハード面の対策に加えて、定期的なe-ラーニング研修を実施し、グループ内役職員の注意喚起と意識向上を図っております。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規則」に基づき、当社グループ会社の管轄部署を明確に定めて管理を行っており、一定以上の重要事項については、当社への報告または承認を着実に運用しております。

また、主要グループ会社社長と当社経営陣による年6回の経営報告会を実施し、グループ各社の経営状況、経営課題把握等の討議を通じ、グループ各社のガバナンス体制構築に努めております。

⑦ 監査役の監査を支える体制

当社は、監査室が行う内部監査の結果を、定期的に監査役に報告し、内部監査部門と監査役が常時情報交換を行い連携を図っており、監査役による、社外取締役との意見交換、一定の項目に対する業務リスク管理部からの定期的報告の聴取、必要に応じたグループ会社の役職員との面談などの機会の確保や、弁護士、公認会計士等の外部専門家との相談及び意見交換が適宜なされるよう努めております。

また、当社は、当社グループの役職員が直接監査役に通報できる経営陣から独立した内部通報窓口として監査役直通窓口を設置しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は財務体質の強化並びに安定的な経営基盤の確保、従業員の生活水準の安定・向上を図るとともに、株主の皆様に対しては、安定配当の維持と適正な利益還元を利益配分の基本方針としております。

また、企業体質の強化、将来に向けた研究開発、設備投資を行うための内部留保の充実も図ってまいります。

当期の期末配当金につきましては、平成29年5月15日開催の取締役会において、1株当たり15円と決議いたしております。

今後とも、安定的・継続的な経営成績をベースに連結配当性向30%を目標として配当を実施してまいります。

なお、当社は会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議で行う旨を定款に定めております。

(8) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第112期 平成29年3月31日現在	(ご参考)第111期 平成28年3月31日現在
資産の部		
流動資産	104,532	105,623
現金預金	25,349	23,698
受取手形・完成工事未収入金等	46,743	55,578
電子記録債権	5,313	-
リース債権及びリース投資資産	7,500	7,153
有価証券	10,999	10,999
商品	1,795	1,870
未成工事支出金	2,671	1,416
原材料	709	728
繰延税金資産	1,240	1,197
その他	2,332	3,067
貸倒引当金	△123	△87
固定資産	37,911	37,074
有形固定資産	28,351	28,128
建物・構築物	5,946	5,794
機械・運搬具・工具器具・備品	5,923	6,086
賃貸資産	1,698	1,666
土地	14,589	14,560
建設仮勘定	193	21
無形固定資産	496	476
投資その他の資産	9,063	8,469
投資有価証券	8,372	7,746
その他	1,096	1,183
貸倒引当金	△405	△460
資産合計	142,443	142,698

科目	第112期 平成29年3月31日現在	(ご参考)第111期 平成28年3月31日現在
負債の部		
流動負債	55,301	61,471
支払手形・工事未払金等	31,320	33,478
短期借入金	3,040	5,840
未払金	11,780	12,944
未払費用	2,212	2,251
未払法人税等	2,262	2,828
未成工事受入金	2,263	1,624
完成工事補償引当金	41	46
工事損失引当金	29	66
役員賞与引当金	59	64
独占禁止法関連損失引当金	1,436	1,420
その他	853	905
固定負債	9,273	6,617
長期借入金	6,600	4,140
退職給付に係る負債	1,290	1,258
その他	1,382	1,218
負債合計	64,574	68,088
純資産の部		
株主資本	75,408	72,453
資本金	12,290	12,290
資本剰余金	14,540	14,540
利益剰余金	50,243	47,286
自己株式	△1,665	△1,663
その他の包括利益累計額	2,295	2,009
その他有価証券評価差額金	3,273	2,853
為替換算調整勘定	△446	△357
退職給付に係る調整累計額	△530	△486
非支配株主持分	165	147
純資産合計	77,869	74,609
負債及び純資産合計	142,443	142,698

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第112期 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(ご参考)第111期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
売上高	134,365	141,783
売上原価	117,777	122,668
売上総利益	16,587	19,115
販売費及び一般管理費	9,301	9,237
営業利益	7,286	9,878
営業外収益	366	346
受取利息及び配当金	173	159
その他	193	186
営業外費用	86	476
支払利息	34	39
為替差損	4	418
その他	47	19
経常利益	7,566	9,748
特別利益	49	22
固定資産売却益	46	22
その他	2	—
特別損失	730	1,565
固定資産除却損	107	96
減損損失	152	48
独占禁止法関連損失引当金繰入額	464	1,420
その他	5	—
税金等調整前当期純利益	6,884	8,205
法人税、住民税及び事業税	2,418	3,072
法人税等調整額	△3	195
当期純利益	4,469	4,937
非支配株主に帰属する当期純利益	18	31
親会社株主に帰属する当期純利益	4,451	4,906

連結株主資本等変動計算書

第112期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,290	14,540	47,286	△1,663	72,453
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,494		△1,494
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,451		4,451
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					-
連結範囲の変動					-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,957	△1	2,955
当期末残高	12,290	14,540	50,243	△1,665	75,408

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	2,853	△357	△486	2,009	147	74,609
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,494
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,451
自己株式の取得						△1
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						-
連結範囲の変動						-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	419	△89	△44	286	17	304
連結会計年度中の変動額合計	419	△89	△44	286	17	3,259
当期末残高	3,273	△446	△530	2,295	165	77,869

(ご参考)第111期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,290	14,536	44,590	△1,626	69,791
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,199		△2,199
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,906		4,906
自己株式の取得				△37	△37
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		4			4
連結範囲の変動			△10		△10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	4	2,695	△37	2,662
当期末残高	12,290	14,540	47,286	△1,663	72,453

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	2,467	△455	△225	1,785	133	71,710
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,199
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,906
自己株式の取得						△37
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					△12	△8
連結範囲の変動						△10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	386	98	△261	223	26	249
連結会計年度中の変動額合計	386	98	△261	223	14	2,899
当期末残高	2,853	△357	△486	2,009	147	74,609

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第112期 平成29年3月31日現在	(ご参考)第111期 平成28年3月31日現在
資産の部		
流動資産	82,304	87,432
現金預金	18,173	17,990
受取手形	4,711	6,163
完成工事未収入金	25,777	38,036
売掛金	7,517	7,112
電子記録債権	5,164	-
有価証券	10,999	10,999
商品	397	404
未成工事支出金	2,473	1,233
原材料	680	696
繰延税金資産	1,108	1,119
短期貸付金	623	23
その他	4,741	3,721
貸倒引当金	△65	△69
固定資産	44,401	45,053
有形固定資産	24,824	25,000
建物・構築物	5,843	5,734
機械・運搬具	3,367	3,660
工具器具・備品	202	191
土地	14,494	14,465
リース資産	735	929
建設仮勘定	180	19
無形固定資産	329	371
投資その他の資産	19,248	19,680
投資有価証券	2,737	2,368
関係会社株式	6,243	5,986
長期貸付金	10,314	11,384
その他	541	541
貸倒引当金	△590	△600
資産合計	126,706	132,486

科目	第112期 平成29年3月31日現在	(ご参考)第111期 平成28年3月31日現在
負債の部		
流動負債	47,711	56,805
支払手形	6,872	8,886
工事未払金	12,779	16,959
買掛金	3,970	3,807
短期借入金	3,040	5,340
未払金	11,371	12,559
未払費用	2,019	2,117
未払法人税等	1,579	2,498
未成工事受入金	2,048	1,521
完成工事補償引当金	41	46
工事損失引当金	29	66
役員賞与引当金	32	41
独占禁止法関連損失引当金	1,436	1,420
その他	2,491	1,540
固定負債	8,227	6,776
長期借入金	5,600	4,140
退職給付引当金	488	525
その他	2,139	2,110
負債合計	55,939	63,581
純資産の部		
株主資本	67,497	66,054
資本金	12,290	12,290
資本剰余金	14,536	14,536
資本準備金	14,520	14,520
その他資本剰余金	15	15
利益剰余金	42,336	40,890
利益準備金	3,072	3,072
その他利益剰余金	39,263	37,818
固定資産圧縮記帳準備金	732	733
別途積立金	21,365	21,365
繰越利益剰余金	17,166	15,719
自己株式	△1,665	△1,663
評価・換算差額等	3,269	2,850
その他有価証券評価差額金	3,269	2,850
純資産合計	70,766	68,904
負債及び純資産合計	126,706	132,486

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第112期 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(ご参考)第111期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
売上高	105,733	122,671
完成工事高	81,933	97,554
製品等売上高	23,800	25,116
売上原価	93,259	106,965
完成工事原価	75,598	88,173
製品等売上原価	17,661	18,791
売上総利益	12,474	15,705
完成工事総利益	6,335	9,380
製品等売上総利益	6,138	6,325
販売費及び一般管理費	7,592	7,633
営業利益	4,881	8,072
営業外収益	470	483
受取利息及び配当金	290	295
その他	179	188
営業外費用	189	317
支払利息	146	151
為替差損	0	151
その他	42	14
経常利益	5,162	8,239
特別利益	29	19
固定資産売却益	27	19
その他	2	-
特別損失	724	1,565
固定資産除却損	101	95
減損損失	152	48
独占禁止法関連損失引当金繰入額	464	1,420
その他	5	-
税引前当期純利益	4,467	6,693
法人税、住民税及び事業税	1,485	2,445
法人税等調整額	41	215
当期純利益	2,940	4,032

株主資本等変動計算書

第112期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											株主資本 合計
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					自己株式	
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 余 金	資 余 金 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金	利 余 金 合 計		
当期首残高	12,290	14,520	15	14,536	3,072	733	21,365	15,719	40,890	△1,663	66,054	
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮記帳 準備金の取崩						△1		1	-		-	
固定資産圧縮記帳 準備金の積立									-		-	
剰余金の配当								△1,494	△1,494		△1,494	
当期純利益								2,940	2,940		2,940	
自己株式の取得										△1	△1	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△1	-	1,447	1,445	△1	1,443	
当期末残高	12,290	14,520	15	14,536	3,072	732	21,365	17,166	42,336	△1,665	67,497	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,850	2,850	68,904
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮記帳 準備金の取崩			-
固定資産圧縮記帳 準備金の積立			-
剰余金の配当			△1,494
当期純利益			2,940
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	418	418	418
事業年度中の変動額合計	418	418	1,862
当期末残高	3,269	3,269	70,766

(ご参考) 第111期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本												自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金				利益剰余金								
		資 準 備 金	本 金 剰 余	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 率 備 金	益 金	そ の 他 固 定 資 産 圧 縮 記 帳 準 備 金	利 益 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 合 計			
当期首残高	12,290	14,520	15	14,536	3,072	717	21,365	13,902	39,057	△1,626	64,258			
事業年度中の変動額														
固定資産圧縮記帳 準備金の取崩						△1		1	－		－			
固定資産圧縮記帳 準備金の積立						18		△18	－		－			
剰余金の配当								△2,199	△2,199		△2,199			
当期純利益								4,032	4,032		4,032			
自己株式の取得										△37	△37			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)														
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	16	－	1,816	1,833	△37	1,795			
当期末残高	12,290	14,520	15	14,536	3,072	733	21,365	15,719	40,890	△1,663	66,054			

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	2,463	2,463	66,721
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮記帳 準備金の取崩			－
固定資産圧縮記帳 準備金の積立			－
剰余金の配当			△2,199
当期純利益			4,032
自己株式の取得			△37
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	387	387	387
事業年度中の変動額合計	387	387	2,183
当期末残高	2,850	2,850	68,904

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

日本道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 中川 政人 ㊞
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 澤部 直彦 ㊞
業務執行社員	

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本道路株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

日本道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	中川 政人 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	澤部 直彦 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本道路株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、東日本高速道路株式会社東北支社発注及び同社関東支社発注の東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反により公正取引委員会から平成28年9月6日、同月21日にそれぞれ排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。平成28年10月6日には、同社東北支社発注の同工事の入札に関し、東京地方裁判所において、当社に対する罰金刑及び当社元従業員に対する懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、それぞれの刑が確定しました。これらにより、平成28年12月22日、国土交通省から、全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るものについて、135日間の営業停止処分を受けました。

また、平成28年8月2日には東京都等が発注する舗装工事の入札に関し、平成28年9月29日には神戸市及びその周辺地域において供給するアスファルト合材の販売価格に関し、平成29年2月28日には全国において供給するアスファルト合材の販売価格に関し、それぞれ独占禁止法違反の疑いで同委員会の立入検査を受けました。

監査役会といたしましては、当社グループ全体で再発防止及びコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しており、会社の対応状況の報告を受けておりますが、今後とも法令順守に向けたコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底が図られるよう監視をし、その推移を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

日本道路株式会社 監査役会

常勤監査役 下田義昭[㊟]

常勤社外監査役 鈴木恭一[㊟]

社外監査役 栗原俊明[㊟]

社外監査役 杉尾 健[㊟]

以上

新中期経営 5 ヶ年計画 (2015～2019年度)

当社グループは、「すべてのステークホルダーから高い信頼を得る企業」を目指す姿として、グループ全体の事業活動を推進しております。私たちはこれからも人にやさしく、社会にやさしく、地球にやさしく、そして持続可能な社会づくりに貢献し続けていくことが、CSR経営そのものであると考え、創業(1929年)以来の歴史と伝統を受け継ぐと共に、環境変化が激しい今の時代に必要なスピードと徹底を重視した経営を目指してまいります。

新中期経営 5 ヶ年計画の目指すもの

1. 『従業員を大切にできる会社』を目指します
2. 道路建設を通じて社会に貢献します
3. コーポレートガバナンスを充実させます

7つの成長戦略

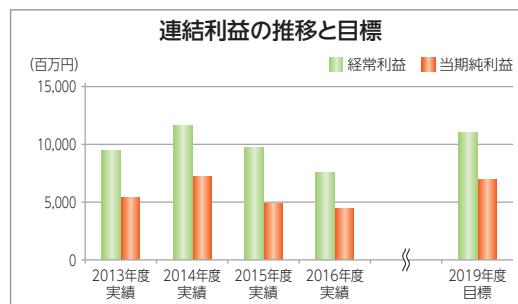
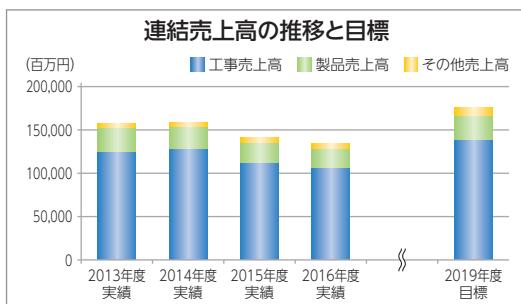
1. 工事業戦略
2. 製販事業戦略
3. 海外事業戦略
4. グループ事業戦略
5. 新規事業戦略
6. IT (情報技術) 投資戦略
7. 組織・人材開発投資戦略

2019年度 経営数値目標・経営指標目標 (連結)

総売上高	1,760億円
経常利益	110億円
当期純利益	70億円
R O E	8.0%
配当性向	30.0%

経営数値目標・経営指標目標（連結）

(1) 経営数値の実績と将来計画



(単位：百万円)

	2013年度実績	2014年度実績	2015年度実績	2016年度実績	2019年度目標
工事売上高	123,710	127,362	111,283	105,365	138,000
製品売上高	28,063	25,337	23,053	22,297	27,000
其他売上高	5,694	6,354	7,446	6,702	11,000
総売上高	157,468	159,054	141,783	134,365	176,000
経常利益	9,509	11,610	9,748	7,566	11,000
親会社株主に帰属する当期純利益	5,417	7,226	4,906	4,451	7,000

注) 2014年度の当期純利益には、工事完成基準適用工事利益等14億円、為替差益3億円を含んでおります。

(2) 経営指標の実績と将来計画

安定的・継続的な経営成績をベースに、連結ROE（自己資本利益率）は8%を目標とし、また、連結配当性向は30%を目途として配当を実施してまいります。

(単位：%)

	2013年度実績	2014年度実績	2015年度実績	2016年度実績	2019年度目標
ROE	8.7	10.6	6.7	5.9	8.0
配当性向	26.0	30.4	30.5	29.6	30.0

NICHIDO Topics

2016年度 工事写真

2016年度の工事写真をご紹介します。



(セパン・インターナショナル・サーキット・トラック舗装改修工事
/マレーシア)



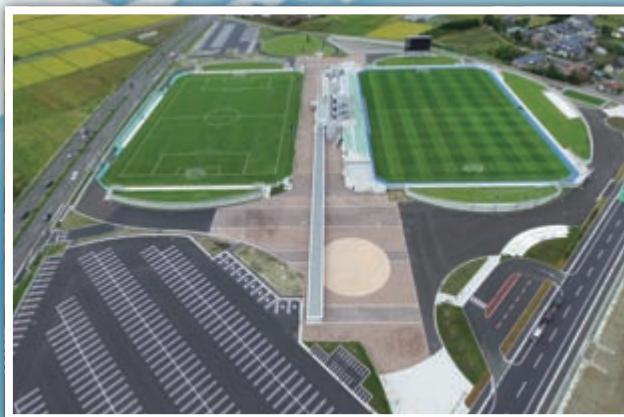
(小松精練 (株) 駐車場ILB舗装工事 / 石川県)



(吹田片山東・西商業開発 / 大阪府)



(上武道路 日輪寺舗装その1工事／群馬県)



(多賀地区多目的運動場整備土木工事／青森県)



(下内川地区基盤整備工事／埼玉県)



(松戸競輪場 競走路舗装改修工事／千葉県)

NICHIDO Topics

松戸競輪場競走路をリニューアルしました

松戸競輪場は、前回の大改修より25年ぶりに、当社東京支店北総営業所の施工により走路を全面改修いたしました。

耐久性向上のため、走路の舗装には当社オリジナルのリフレッシュシールMix-Hを採用しました。

マスコットマークもレインボーサインシートを使用したほか、ゴール照明をLEDとして、エコな競輪場となりました。



NICHIDO Topics

八戸市多賀多目的運動場が完成しました

天然芝のダイハツスタジアムと人工芝の多目的広場で構成された八戸多賀多目的運動場が当社東北支店青森営業所の施工（工期：平成27年6月26日～平成28年9月15日）で完成しました。

ダイハツスタジアムはJ3ヴァンラーレ八戸のホームスタジアムとなります。

多くの人びとが集う広場にはレインボーエコブロックBizを使用し、凍結しにくく、夏涼しい環境を提供しています。（施工者：当社ほか2社JV）



NICHIDO Topics

2017年3月19日（日）中部横断自動車道 六郷IC⇄増穂IC開通

周辺都市へのアクセス性の向上、所要時間の短縮などの効果が期待されている中部横断自動車道のうち、六郷インターチェンジ（IC）から増穂ICまでの区間（約9km）の舗装工事をを行いました。

※2017年3月19日（日）に開通はしましたが、付帯工事が残っているため、工事の完遂は2017年8月下旬となります。



六郷IC



増穂IC

最新の舗装技術を学生が見学



中部横断自動車道の見学会を実施し、12名の学生が参加しました。

施工中の現場とプラントを見学し、現場担当者から説明を受けた学生たちは、「道路を利用する人の目線に立って道路をつくる“おもてなし”の心を形にすることから、サービス業の側面もあることに気付いた」など、舗装業界への関心が高まった様子でした。



当社は、創業以来、「道路建設」に携わる企業として、我が国のインフラ整備を担ってきました。

あって当たり前、日常は気にとめることもない社会基盤インフラが、大規模自然災害や老朽化による事故等により、流通・防災面等多くの分野にわたって重要な役割を果たしていることが広く社会に再認識されてきており、当社に課せられた社会的使命はますます重要なものとなっています。

今後、なお一層、私たち一人ひとりの誠実な行動を通じ、豊かで安心な生活ができる社会の形成に貢献できるよう、グループ職員一丸となって、努力してまいります。

MEMO



A series of horizontal dashed lines for writing, spaced evenly down the page.

MEMO

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区新橋一丁目6番5号

日本道路株式会社10階会議室 電話番号 03(3571)4891

交通

■ JR新橋駅

■ 東京メトロ銀座線 新橋駅(G08)

■ 都営地下鉄浅草線 新橋駅(A10)

| 銀座口より 徒歩5分

| 出口1より 徒歩3分

| 出口A3より 徒歩4分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

平成 29 年 6 月 2 日

株主各位

東京都港区新橋一丁目 6 番 5 号
日本道路株式会社
代表取締役社長 久松 博三

「第 112 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正のお知らせ

平成 29 年 6 月 7 日付で発送いたします「第 112 回定時株主総会招集ご通知」につきまして、一部訂正がございますので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます（訂正箇所には、下線を付しております）。

記

第 112 回定時株主総会招集ご通知

<18 ページ>

（7）使用人の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

①企業集団の使用人の状況

【訂正前】

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,111 (<u>949</u>) 名	増 205 (減 <u>256</u>) 名

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

【訂正後】

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,111 (<u>1,057</u>) 名	増 205 (減 <u>148</u>) 名

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

以 上